平成２１年（フ）第１１３号
鹿児島県薩摩川内市五代町3007番地２　県営五代団地３号棟302
債務者　若松　保法
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名5987番地、旧住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3403番地　サンビレッジ14号
債務者　谷口　寛忠
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地742番地１　県営ウッドタウン宮之城団地13号
債務者　恵　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
鹿児島県薩摩川内市高城町3193番地４　高来住宅２号棟26号室
債務者　冨吉　美次
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
鹿児島県薩摩川内市高江町6400番地
債務者　竹下　洋孝
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2151番地５　エスポワール平佐103
債務者　下家　由美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１１４５号
仙台市青葉区桜ケ丘５丁目７番26号　さくら荘５
債務者　松田　秀行
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９６号
仙台市青葉区山手町22番20―621号
債務者　山根　　清
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９７号
宮城県塩竈市大日向町17番３―206号　市営大日向住宅第３号棟
債務者　鈴木　春子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２００号
仙台市青葉区下愛子字町20番地の10　信濃荘203
債務者　村井由加子（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０４号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目６番６号　ハイツ24―105
債務者　大野　文俊
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５号
宮城県気仙沼市神山11番地10　サンハイム神山103号
債務者　村上　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第４１６号
茨城県水戸市酒門町4558番地の30
債務者　高畠　悦子（旧姓小沼）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５６号
茨城県東茨城郡城里町大字阿波山621番地の１
債務者　長谷川ひとみ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５８号
茨城県水戸市白梅３丁目７番10―507号　サン・リバティー
債務者　吉田ひさえ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６６号
水戸市笠原町1393番地の４　笠原グリーンハイツ202号、旧住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚830番地の17
債務者　池田　　栄
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６７号
水戸市見和２丁目285番地の22　グリーンヒル見和１棟107号
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　水戸地方裁判所